

民事法学専攻
各専修からのメッセージ

民法専修	研究指導	教授	青木	則幸
	研究指導	教授	秋山	靖浩
	研究指導	教授	石田	剛
	研究指導	教授	大澤	慎太郎
	研究指導	教授	大塚	直
	研究指導	教授	大場	浩之
	研究指導	教授	三枝	健治
	研究指導	教授	白石	大
	研究指導	教授	橋本	有生
	研究指導	教授	山口	斉昭
	研究指導	教授	山野目	章夫
	研究指導	教授	金子	敬明

早稲田大学大学院法学研究科の民法専修は、わが国において、最も豊富なスタッフのもと、最高峰のレベルの研究指導を行っている専修です。

当研究科では、集団指導体制をとり、指導教授を含め、常に3名以上の教員から指導を受けることとなっています。また、各教員はそれぞれの専門領域に関する講義科目を担当しています。民法専修の学生は、直接の指導を受ける教員だけでなく、講義科目を通じて他の教員からもサポートを受けることができます。これらにより、当専修は、担当教員の研究分野による制約なく、民法のすべての領域において、複数の教員から十分な指導を受けながら、自由に研究を行うことができる稀有なほどに恵まれた研究環境となっています。この結果、当専修は、これまで全国の大学や研究機関における、大学教員や研究者はもとより、公務員や民間企業等へも、高度の知見を有して活躍する、幅広い人材を輩出してきました。

このような恵まれた環境を存分に生かすため、当専修の志願者は、民法のどの領域においてどのような研究を行いたいかを熟慮し、必要な場合には事前に各教員に問い合わせるなどして、研究計画を立て、自らの計画とともに、我々へのメッセージとして、それを研究計画書に反映させてください。我々教員は、それを真摯に受け止め、各自の研究意欲と能力を最大限に生かすため、個別に研究プログラムを組み、それぞれに応じた指導を行います。

商法専修

研究指導	教授	尾形	祥
研究指導	教授	黒沼	悦郎
研究指導	教授	小出	篤
研究指導	教授	鳥山	恭一
研究指導	教授	箱井	崇史
研究指導	教授	福島	洋尚
研究指導	教授	若林	泰伸

早稲田大学は、広く社会全般に本格的なリーガルマインドを有する人材を輩出する法学部、法曹養成を目的とする法科大学院、そして研究者ないし研究職を目指す人材の養成を目的とする法学研究科が、それぞれの理念のもとで全体として高度な法学教育を提供することを目標としている。われわれは、法科大学院の修了者がドクターコースに入ることで研究者養成をすれば足りるとはまったく考えていない。これはいわゆる実定法領域に属する商法についても同様である。早稲田大学において商法の研究を志す方々は法学研究科の門を叩いてほしい。

会社法および保険法の単行法化や2018年の商法改正に象徴されるように、近年は商法にとって大変革が続いている。19世紀ヨーロッパでの法典編纂以来の伝統をもつ「商法」というくくりは、少なくとも研究の面では意味を失いつつあるといえるだろう。こうした大転換期においてこの分野で新しい理論のパラダイム作りに果敢に挑戦しようという若手研究者の育成こそが、当専修の第一の目的である。

この商法専修は、各領域を網羅する研究者が多彩な講義科目を展開している。修士課程入学者は、各人の多様な志望動機に即して研究指導担当者の指導を中心に研究計画を組むことが可能である。このように、商法のおよそあらゆる分野について専修全体での指導体制を構築していると自負している。

法の重要性が著しく増大しつつある日本で、新しい研究分野に挑戦することはきわめて有望かつ将来性のある選択である。いわゆる法化社会に向けて実務法曹の養成ばかりが注目されているが、そのような時にあっても、実務を支え、指導する理論が重要性をもつことは明らかであり、その一端を担わんとすることはより先見性のある選択といえるのである。もとより、学問の道は容易ではない。研究に強い熱意をもった意欲的な学生の応募を大いに期待したい。

民事手続法専修

研究指導	教授	内 田 義 厚
研究指導	教授	高 田 昌 宏
研究指導	教授	勅使川原 和彦
研究指導	准教授	中 本 香 織
研究指導	教授	松 村 和 徳
研究指導	教授	山 本 研
研究指導	教授	渡 部 美由紀

当専修には、「民事訴訟法研究」と「倒産処理法研究」とが含まれます。「民事訴訟法研究」では、判決手続・民事執行・民事保全・調停・仲裁などについて、また、「倒産処理法研究」では、破産・民事再生などの法的倒産手続に加え、準則型私的整理や新たに立法がなされた早期事業再生手続なども含めた倒産処理法制全般について、日本法の研究はもちろんのことですが、アメリカ・ドイツ・EUの民事手続法との比較研究や、国際民事訴訟法研究も含め、各々の科目担任者が、専攻者の研究の志望に合わせた指導を行います。

外国文献を理解できる十分な語学能力の獲得も併せて、研究者を目指す皆さんのための学術的な専門研究を主たるものとしませんが、公務員、各種研究機関、会社法務部等を目指して専門知識を身につけたい皆さんを排除するものではありません。

労働・社会法専修

研究指導	教授	大 木 正 俊
研究指導	教授	菊 池 馨 実
研究指導	教授	竹 内 寿
研究指導	教授	水 町 勇一郎

当専修は、労働法または社会保障法を深く研究したいと考える方々に最適な環境を提供しています。現在専任教員は、労働法3名および社会保障法1名ですが、このほか労働法・社会保障法の研究者・実務家教員がこの専修の授業を受け持ちます。

雇用・就業形態の多様化が進行するなかで、労働法自体もその姿を大きく変えつつあります。このような変容期にある法を対象として研究することは知的には極めて刺激が大きく、また実際の世の中にとって有益なことです。また、今後の日本社会について、持続可能な社会としての確かな見取り図を得るためには、社会保障を法学の観点から研究することは不可欠なことと言えます。労働法も社会保障法も、伝統的な解釈法学を前提としながらも、同時に法政策学的な視点を持った研究が必要とされています。意欲的に研究に取り組み、研究者・実務家などを目指す皆さんの参加を期待しています。

知的財産権法専修

研究指導 教授 上野 達 弘
研究指導 教授 鈴木 将 文
研究指導 教授 ラーデ マツハ クリストフ

知的財産権法は実践の法であり、企業においても知的財産の戦略的な活用がますます重視されている。しかし、他の法領域と同様に知的財産権法においても理論面での研究が疎かになったのでは予測可能性のある信頼できる実務を確立することもできない。理論面での研究と実務での実践は知的財産権法の進展における車の両輪である。知的財産権法の理論を研究する者が大学院に多数集まることを期待している。

大学院で知的財産権法を研究しようとする者である以上、学部時代に特許法と著作権法の単位を取得済みであることが好ましいが、入学後の研究テーマは、これに止まらず、商標法、意匠法、不正競争防止法など、何を選択してもかまわない。2年間の学修期間を活用して、腰の据わった、知的財産権法分野に貢献できる研究をし、これを論文化することを目指して欲しい。

環境法専修

研究指導 教授 大塚 直

環境法は、環境政策を中心に、公法・私法・国際法等様々な法分野と関係／接触するとともに、他の諸科学とも関連する学問領域である。私自身は地球温暖化・廃棄物・土壤汚染・化学物質・遺伝子組換え生物の環境影響など多くの環境法・環境政策に関わっているが、環境法各論としての種々の問題を把握するとともに、環境法独自の理念・原則を中心として環境に関する法制度を総合的・体系的に理解することが現代において極めて重要になっていると考えている。

環境法専修では、我が国の現在の立法動向を含め、最先端の議論を扱うとともに、アメリカ及びヨーロッパ（ドイツを含む）環境法についても扱う。

現在、当専修には、民間企業や環境団体、自治体などにおいて様々な形で環境分野に直接携わっている実務家も多く在籍しており、それぞれの立場からの多様な議論が交わされる、十分な研究環境が確保されている。

これらに関心を持つ研究意欲の旺盛な学生にぜひ参加してもらい、ともに議論したいと考えている。

経済法専修

研究指導 教授 岡田 外司博
研究指導 准教授 中里 浩

経済法学は、伝統的に独占禁止法や公益事業規制立法（例えば電気通信事業法や電気事業法など）を取り扱ってきました。規制改革の進展，市場経済の浸透にともなって，社会的規制の対象とされてきた分野（医療や福祉・介護がその例）にも，いわゆる競争政策を及ぼし，独禁法を積極的に適用しようという動きもみられました。近年はデジタルプラットフォームと競争政策のあり方や知的財産権と独占禁止法の関係も注目を集めています。

経済法専修では，独占禁止法に関しては，実体規定（私的独占，不当な取引制限，不公正な取引方法，企業結合の規制）やエンフォースメント（公取委による排除措置命令，課徴金納付命令，刑事罰，無過失損害賠償請求，私人による差止請求）について研究論文や審判決の検討を通じて，学部におけるよりも一層深い考察を行います。外国の独禁法制（アメリカ反トラスト法，EU競争法など）についても比較法の視点から適宜，取り上げることになるでしょう。

いずれにせよ，大学院ともなれば，教員から一方的に教わるというのではなく，自分も学問の発展に微力ながらも貢献しようという姿勢が必要であると思われまます。

国際関係法（私法）専修

研究指導 教授 久保田 隆
研究指導 准教授 白木 敦士
研究指導 教授 種村 佑介

主として，国際関係法の私法的側面，とりわけ，国際私法，国際取引法，国際民事訴訟法，国際知的財産法，国際経済法（その私法的側面）などの法分野に関心をもつ意欲的で積極的な学生を歓迎する。研究職を志す者を中心とする。しかし，必ずしも厳格にそのように限定する訳ではなく，広くこの分野の専門家，たとえば，弁理士，企業法務担当者，この分野を専門とする公務員などを目指す諸君の入学をも期待している。研究指導では，狭い意味における国際私法学の理論的，実務的な問題だけではなく，国際民事訴訟法はもちろん，国際取引法に関する問題をも入学者の希望を容れながら適宜とりあげる予定である。入学者の関心・希望を考慮しつつ，最も適切なテーマを選択できるよう工夫したい。研究指導を通じて，各人がこの分野における特定の問題に焦点を絞り，深く研究し，修士論文を書くことができるようにしたいと考えている。中国，韓国など外国からの留学生を含め，国際関係法の私法的側面を学ぶ大学院生は増えており，活発な研究活動が期待できると信じている。